

奈良県森林地理情報システム用電子計算機器等の借入れに係る質問及び回答

項番	頁	種別	項目	質問内容	回答
1	2	契約条項(案)	動産総合保険について	一般的なものの加入でよろしいでしょうか。	地震、津波、噴火などの天災による損害などは対象外とする一般的なもので問題ありません。
2	1	入札説明書	契約履行実績証明書について	過去3年に同種の契約を2件以上締結し、これらをすべて履行したことを証明する書類とございますが、過去3年間に契約満了したものでしょうか。それとも契約締結したものでしょうか。	長期継続契約の場合は「平成28年4月1日以降に契約を締結し、令和元年11月11日までに12ヶ月以上の履行が確認できるもの。」とします。長期継続契約以外の場合は、「過去3年間(平成28年4月1日以降に契約を締結し、令和元年11月11日まで)に契約満了したもの。」とします。
3	2	仕様書	旧機器等(別紙2)からのデータ移行について	旧機器等(別紙2)からのデータ移行について、仕様書4. 機器等の搬入、設置、調整について③に記載の受託業者と貴県と間で、データ移行に関する詳細はお打ち合わせ済みとの認識でよろしいですか。	データ移行に関しては、当県、契約業者及び受託業者の3者にて調整の上、実施します。
4	4	仕様書	賃貸借期間終了後のソフトウェアのライセンスの取扱いについて	「賃貸借期間終了後は、原則としてソフトウェアのライセンス(使用权)は本県に帰属すること。」と記載されていますが、賃貸会社はソフトウェアライセンス(使用权)を賃貸借物件の目的物として調達しており、賃貸借契約が終了すると、その使用权も消滅いたします。従いまして、貴県にて継続使用される場合は、必要に応じて、貴県が直接著作権者等へ手続きをとられるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
5	4	契約条項(案)	賃貸借期間終了後のソフトウェアのライセンスの取扱いについて	上記質問内容に伴い、賃貸借契約書(案)の「(契約終了後の措置)第20条 前条の規定にかかわらず、甲は、リース期間終了後も物件のうち、ソフトウェアを無償で使用できるものとする。」を以下の【変更案】のとおりに変更いただくことは可能ですか。 【変更案】 (使用权の消滅) 第20条 賃貸借期間の満了をもってソフトウェアの使用权は消滅する。ただし、甲がソフトウェアの使用权設定者から、使用权の設定を受けたときはこの限りでない。	賃貸借契約書については、落札決定後に落札業者と協議の上、作成いたします。